

8 通年雇用助成金

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号。以下「法」という。）第 62 条第 1 項第 5 号並びに雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「規則」という。）第 111 条、第 113 条及び第 114 条並びに附則第 16 条、第 17 条及び第 17 条の 2 の規定に基づく通年雇用助成金（以下「助成金」という。）の支給については、この要領に定めるところによる。

0100 趣旨	0203f 申請対象労働者
0101 趣旨	0204f 申請限度回数
0200 支給要件	0200g 支給要件（共通）
0200a 支給要件（事業所内就業及び事業所外就業）	0201g 支給対象労働者数の計算方法
0201a 支給対象事業主	0300 支給額
0202a 支給対象となる事業所内就業及び事業所外就業	0301 支給額（事業所内就業及び事業所外就業）
0203a 申請対象労働者	0302 支給額（業務転換）
0204a 申請限度回数	0303 支給額（休業）
0200b 支給要件（業務転換）	0304 支給額（新分野進出）
0201b 支給対象事業主	0305 支給額（職業訓練）
0202b 支給対象となる業務転換	0306 支給額（季節トライアル雇用）
0203b 申請対象労働者	0307 厚生労働大臣が定める額
0204b 申請限度回数	0308 支給額（移動就労経費）
0200c 支給要件（休業）	0400 通年雇用届等・業務転換届等・計画書の提出
0201c 支給対象事業主	0400a 通年雇用届等の提出（事業所内就業及び事業所外就業）
0202c 支給対象となる休業	0401a 通年雇用届等の提出
0203c 申請対象労働者	0402a 添付書類
0204c 申請限度回数	0403a 通年雇用届等の受理
0200d 支給要件（新分野進出）	0400b 業務転換届等の提出
0201d 支給対象事業主	0401b 業務転換届等の提出
0202d 支給対象となる新分野進出	0402b 添付書類
0203d 申請対象労働者	0403b 業務転換届等の受理
0204d 申請限度回数	0400c 通年雇用届等の提出（休業）
0200e 支給要件（職業訓練）	0401c 通年雇用届等の提出
0201e 支給対象事業主	0402c 添付書類
0202e 支給対象となる職業訓練	0403c 通年雇用届等の受理
0203e 申請対象労働者	0400d 計画書の提出（新分野進出）
0204e 申請限度回数	0401d 計画書の提出
0200f 支給要件（季節トライアル雇用）	
0201f 支給対象事業主	
0202f 支給対象となる季節トライアル雇用	

0402d 添付書類
0403d 計画書の変更・取下げ
0404d 計画書の失効
0405d 計画書の受理
0400e 計画書の提出（職業訓練）
0401e 計画書の提出
0402e 計画書の受理

0500 通年雇用届等・業務転換届等・計画書の確認
0500a 通年雇用届等・業務転換届等の確認
0501a 通年雇用届等・業務転換届等の確認
0500b 計画書の確認（新分野進出）
0501b 補助金等の受給の有無の確認
0502b 設置・整備の内容の確認
0503b 助成金の受給状況の確認

0600 支給申請
0601 支給申請書の提出（事業所内就業及び
事業所外就業）
0602 支給申請書の提出（業務転換）
0603 支給申請書の提出（休業）
0604 支給申請書の提出（新分野進出）
0605 支給申請書の提出（職業訓練）
0606 支給申請書の提出（季節トライアル雇用）

0700 支給要件の確認
0701 支給要件の確認

0800 支給決定
0801 支給決定通知
0802 支給台帳への記入及び書類の保管

0900 返還
0901 返還

1000 雑則
1001 助成金の支給に係る申請対象労働者の
継続雇用予定期限までの雇用状況の確認
について

1100 附則
1101 施行期日
1102 経過措置

0100 趣旨

0101 趣旨

積雪又は寒冷の度が特に高い地域において季節の影響を強く受ける事業を行う事業主が、季節的業務に従事する労働者の通年雇用化や労働移動を促進する上で必要な経費の一部、季節の影響を強く受け突発的に事業活動の縮小を余儀なくされる場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るため、その雇用する労働者について休業により一時的な雇用調整を行う場合に必要な経費の一部（以下「休業」という。）、新分野に進出するための施設整備に要した経費の一部（以下「新分野進出」という。）又は民間訓練機関等への委託による講習等を受講する上での必要な経費の一部（以下「職業訓練」という。）について助成し、季節労働者の通年雇用化を促進するものである。

また、上記以外の事業を行う事業主が、職業経験、技能、知識の不足等から季節的業務（指定業種に属する業務に係る業務であって、その業務が季節の影響によって一定の時期に偏って行われるものをいう。以下同じ。）以外の一般業務への就職が困難な季節労働者に対し規則第 110 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により期間を定めて雇入れ（以下「トライアル雇用」という。）を実施した場合に、その通年雇用化を促進する上で必要な経費の一部について助成し、労働移動による季節労働者の通年雇用化を促進（以下「季節トライアル雇用」という。）するものである。

0200 支給要件

0200a 支給要件（事業所内就業及び事業所外就業）

0201a 支給対象事業主

次のイからハのいずれにも該当する者を支給対象事業主とする。なお、ここでいう事業所には、事業所非該当の承認を受けた施設を含むものとする。

イ 積雪又は寒冷の度が特に高い地域として厚生労働大臣が指定する別表第 1 に掲げる地域（昭和 58 年労働省告示第 29 号。以下「指定地域」という。）に所在する事業所において、冬期に当該地域における事業活動の縮小を余儀なくされる業種として厚生労働大臣が指定する別表第 2 に掲げる業種（昭和 58 年労働省告示第 29 号。以下「指定業種」という。）に属する事業を行う者（12 月 16 日から翌年 3 月 15 日（休業助成については 1 月 1 日から翌年度 4 月 30 日（以下「休業期間」という。））までの間（以下「対象期間」という。）において当該事業所に係る指定業種以外の業種に属する事業を行うものを含む。）であること。

ロ 助成金の支給申請に係る対象労働者（以下「申請対象労働者」という。）を、0202a により当該年度（当該助成金の支給に係る対象期間の属する年度をいう。以下同じ。）の対象期間中継続して雇用し、かつ、それ以後においても、当該申請対象労働者を少なくとも当該年度の翌年度の 12 月 15 日（以下「継続雇用予定期限」という。）まで継続して雇用することが見込まれる事業主であること。

ハ 当該事業所において、就業規則等の書類、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、配置転換協定、労働者派遣契約書、出向協定、建設業務労働者就業機会確保契約書等の支給申請に必要な書類を整備、保管し、管轄の道県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）からの要請があれば速やかに提出できる事業主であること。

ニ 対象期間における当該申請対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払っている事業主であること。

0202a 支給対象となる事業所内就業及び事業所外就業

イ 支給対象事業主の事業所（以下「支給対象事業所」という。）において業務に従事（以下「事業所内就業」という。）させること。

ロ 支給対象事業所から支給対象事業主の他の事業所への配置転換又は支給対象事業所以外の事業所への労働者派遣、在籍出向若しくは建設業務労働者就業機会確保事業による申請対象労働者の送出により、業務に従事（以下「事業所外就業」という。）させること。なお、この場合は、それぞれの就業形態に応じて次の(イ)から(ニ)までの取扱いに従うこととする。

(イ) 配置転換

a 支給対象となる配置転換は、申請対象労働者について、支給対象事業所から支給対象事業主の他の事業所（以下「配置転換先事業所」という。）へ配置転換するものであって、次の(a)から(d)までのいずれにも該当するものとする。

(a) 配置転換を行う期間、配置転換の対象となる労働者の範囲その他配置転換の実施に関する事項について、あらかじめ支給対象事業主と支給対象事業所の労働組合等との間に書面による協定（以下「配置転換協定」という。）がなされ、当該協定の定めるところによって行われるものであること。

(b) 申請対象労働者の同意を得たものであること。

(c) 配置転換期間中、引き続き支給対象事業所において雇用保険被保険者であること。

(d) 支給申請時には支給対象事業所において季節的業務に従事しているものであること。

b 配置転換先事業所の所在地及び業種は、指定地域及び指定業種の範囲外であっても差し支えないものとする。

c 配置転換協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(a) 配置転換先事業所の名称、所在地及び事業の種類

(b) 実施予定時期及び実施予定期間（始期及び終期並びに申請対象労働者ごとの実施予定期間）

(c) 期間中の処遇（雇用関係、賃金その他の労働条件）

(d) 対象労働者の概数

(ロ) 労働者派遣

a 支給対象となる労働者派遣は、申請対象労働者について、支給対象事業所が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）」その他関係法令に基づき適切に行う労働者派遣であること。

b 派遣先事業所の所在地及び業種は、指定地域及び指定業種の範囲外であっても差し支えないものであること。

c 支給申請時には支給対象事業所において季節的業務に従事しているものであること。

(ハ) 在籍出向

a 支給対象となる在籍出向は、申請対象労働者について、支給対象事業所が行う在籍出向（出向先事業主との出向契約に基づき、支給対象事業所の従業員たる地位を保有しつつ他の事業主に雇い入れられ、出向先事業主の事業所（以下「出向先事業所」という。）において就労すること。以下同じ。）であって、次の(a)から(f)までのいずれにも該当するものとする。

- (a) 出向期間、出向の対象となる労働者の範囲その他の出向の実施に関する事項について、あらかじめ支給対象事業主と支給対象事業所の労働組合等との間に書面による協定（以下「出向協定」という。）がなされ、当該協定の定めるところによって行われるものであること。
- (b) 申請対象労働者の同意を得たものであること。
- (c) 出向期間中、引き続き支給対象事業所に係る雇用保険被保険者であること。
- (d) 出向契約に基づき申請対象労働者に対して賃金を支払うものであること。
- (e) 業として行われていると認められる出向でないこと。
- (f) 支給申請時には支給対象事業所において季節的業務に従事しているものであること。
- b 出向先事業所の所在地及び業種は、指定地域及び指定業種の範囲外であっても差し支えないものとする。
- c 出向協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (a) 出向先事業所の名称、所在地及び事業の種類並びに事業主の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）
 - (b) 実施予定時期及び実施予定期間（始期及び終期並びに申請対象労働者ごとの実施予定期間）
 - (c) 期間中の処遇（雇用関係、賃金その他の労働条件）
 - (d) 対象労働者の概数
- d 出向契約は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (a) 出向元事業所及び出向先事業所の名称及び所在地
 - (b) 出向労働者ごとの出向開始日及び出向期間
 - (c) 出向元事業所及び出向先事業所における処遇（雇用関係、賃金支払義務者、支払方法その他の賃金に関する事項及びその他の労働条件）
 - (d) 出向先事業所の事業主に対する出向元事業所の事業主の賃金補助又は出向元事業所の事業主に対する出向先事業所の事業主の賃金補助に関する事項、出向労働者の賃金に係る補助の考え方、補助期間、算定方法等
- (二) 建設業務労働者就業機会確保事業による申請対象労働者の送出
 - a 支給対象となる建設業務労働者就業機会確保事業による申請対象労働者の送出は、申請対象労働者について、支給対象事業所が「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号。以下「建設労働法」という。）」その他関係法令に基づき適切に行う建設業務労働者就業機会確保事業による申請対象労働者の送出であること。
 - b 受入事業所の所在地は、指定地域の範囲外であっても差し支えないものであること。
 - c 支給申請時には支給対象事業所において季節的業務に従事しているものであること。

0203a 申請対象労働者

イ 第1回目の助成金の申請対象労働者

当該年度の9月16日以前から継続して雇用されている者であって、この措置の適用を受けなければ、当該年度の1月31日において法第39条第1項に規定する特例受給資格（以下「特例受給資格」という。）を得て、同条第2項に規定する特例一時金の支給を受けると見込まれる者のうち、次のいずれかに該当する者（以下「新規継続労働者」という。）。
なお、過去に同一支給対象事業主に係る業務転換の場合の助成の支給対象労働者であった者

は除く。

(イ) 前年度の2月1日から前年度3月15日までの間当該支給対象事業主に継続雇用されていなかった者（当該期間中に離職し、同一の事業主に再雇用された者については、当該期間中に法第14条第2項第1号に規定する受給資格又は特例受給資格の決定を受けた者に限る。）

(ロ) 前年度の10月1日から前年度の1月31日までの間に失業給付を受けたことがある者

(ハ) 前年度において初めて当該支給対象事業主に係る助成金の申請対象労働者となった者であって、前年度の3月16日以後離職した者

ロ 第2回目の助成金の申請対象労働者

前年度において初めて当該支給対象事業主が申請を行った第1回目の助成金の申請対象者となった者であって、前年度の3月16日以後も継続して雇用されている者（以下「継続労働者」という。）

ハ 第3回目の助成金の申請対象労働者

前年度において、当該支給対象事業主が申請を行った第2回目の助成金の申請対象者となった者であって、前年度の3月16日以後も継続して雇用されている者（以下「再継続労働者」という。）。

ニ 申請対象労働者からの除外

次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当する者は除外すること。

(イ) 管理監督的業務に従事する者又は事業所に雇用される者のうち季節的業務に従事しない者

(ロ) 過去2年間の就労の状況その他の事情から判断して、その雇用される事業所の所在地域より遠隔の地域への出稼就労を常態とし、今後も、その状態が継続すると認められる者

0204a 申請限度回数

同一支給対象事業主に雇用される同一申請対象労働者1人につき、3回（連続する3対象期間について申請されるものに限る。）を限度とする。

なお、前年度において初めて当該支給対象事業主に係る助成金の申請対象労働者となった者が、その後離職し、当該支給対象事業主に再雇用されて再び申請対象労働者となった場合であって、当該支給対象事業主が、0901のイの(イ)により前年度に支給を受けた助成金の返還請求を受けたときは、当該申請対象労働者に係る申請はなかったものとみなす。

0200b 支給要件（業務転換）

0201b 支給対象事業主

次のイからハのいずれにも該当するものを支給対象事業主とする。なお、ここでいう事業所には、事業所非該当の承認を受けた施設を含むものとする。

イ 指定地域に所在する事業所において、指定業種に属する事業を行う者（対象期間において当該事業所に係る指定業種以外の業種に属する事業を行うものを含む。）であること。

ロ 申請対象労働者を、0202bにより当該年度（当該業務転換の開始日の属する年度をいう。ただし、業務転換の開始日が3月16日から3月31日までの間である場合については、その翌年度のことをいう。以下同じ。）の対象期間中継続して雇用し、かつ、それ以後においても、当該申請対象労働者を少なくとも継続雇用予定期限まで継続して雇用することが見込まれる事業主であること。

ハ 当該事業所において、就業規則等の書類、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、配置転換協定、

労働者派遣契約書、出向協定、建設業務労働者就業機会確保契約書等の支給申請に必要な書類を整備、保管し、管轄労働局長からの要請があれば速やかに提出できる事業主であること。

- ニ 対象期間における当該申請対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払っている事業主であること。

0202b 支給対象となる業務転換

支給対象事業所において、申請対象労働者を季節的業務以外の業務へ転換（以下「業務転換」という。）させること。なお、支給対象となる業務転換は、次のイからニまでのいずれにも該当するものとする。

イ 業務転換の開始日以降において、当該申請対象労働者を季節的業務に従事させない見込みであること。

ロ 業務転換の対象となる労働者の範囲その他の業務転換の実施に関する事項について、あらかじめ支給対象事業主と支給対象事業所の労働組合等との間に書面による協定がなされ、当該協定の定めるところによって行われるものであること。

ハ 申請対象労働者の同意を得たものであること。

ニ 申請対象労働者に係る業務転換の開始日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に他の常用労働者を事業主都合により解雇等（次の(イ)に該当する解雇等を除く。）しない支給対象事業主が行うものであること。

(イ) 当該労働者の責めに帰す理由による解雇等（事業主からの申出（各支給対象期間の支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後1ヶ月以内に申出を行うものに限る。）があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けていないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するもの（以下「重責解雇に該当する離職」という。）を含む。）

0203b 申請対象労働者

イ 当該年度の対象期間中に業務転換を開始する場合については、0203aのイに該当すること。

ロ イ以外（当該年度において対象期間前に業務転換を開始する場合）については、業務転換開始日において支給対象事業所に3か月以上継続して雇用されている者であって、この措置の適用を受けなければ、当該年度中に特例受給資格を得て、当該受給資格に基づき特例一時金の支給を受けることとなると見込まれるもののうち、0203aのイ(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するものとする。なお、この場合、0203aのイ(ハ)中、「前年度の3月16日以後」とあるのは、「当該年度の3月16日以後」と読み替えるものとする。

ハ 申請対象労働者からの除外

次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当する者は除外すること。

(イ) 管理監督的業務に従事する者又は事業所に雇用される者のうち季節的業務に従事しない者

(ロ) 過去2年間の就労の状況その他の事情から判断して、その雇用される事業所の所在地域より遠隔の地域への出稼就労を常態とし、今後も、その状態が継続すると認められる者

0204b 申請限度回数

同一支給対象事業主に雇用される同一申請対象労働者 1 人につき、1 回を限度とする。

0200c 支給要件（休業）

0201c 支給対象事業主

次のイからハのいずれにも該当するものを支給対象事業主とする。なお、ここでいう事業所には、事業所非該当の承認を受けた施設を含むものとする。

イ 指定地域に所在する事業所において、指定業種に属する事業を行うもの（休業期間において当該事業所に係る指定業種以外の業種に属する事業を行うものを含む。）であること。

ロ 申請対象労働者を、0202a により当該年度の対象期間中継続して雇用し、かつ、それ以後においても、当該申請対象労働者を少なくとも継続雇用予定期限まで継続して雇用することが見込まれる事業主であること。

ハ 当該事業所において、就業規則等の書類、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、配置転換協定、労働者派遣契約書、出向協定、建設業務労働者就業機会確保契約書等の支給申請に必要な書類を整備、保管し、管轄労働局長からの要請があれば速やかに提出できる事業主であること。

ニ 対象期間における当該申請対象労働者の労働に対する賃金及び休業期間における休業手当を、支払期日までに支払っている事業主であること。

0202c 支給対象となる休業

令和 10 年 4 月 30 日までの間、支給対象事業所において、休業期間について申請対象労働者を休業（事業所において所定労働日に労働の意志及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全一日にわたり労働することができない状態をいう。したがって、申請対象労働者が就業していない場合であっても、疾病その他の理由により労働の能力を有しない場合、休職中、同盟罷業中、有給休暇中又は他の事業所への配置転換若しくは他の企業への出向等の場合は休業に該当しない。）させること。

なお、支給の対象となる休業は、次のイ及びロのいずれにも該当するものとする。

イ 休業手当の支払いが労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 26 条に違反していないものであること。

ロ 休業の延日数が申請対象労働者一人につき、1 月 1 日から起算して 60 日以内であること。

0203c 申請対象労働者

次のイからハのいずれかに該当すること。

イ 第 1 回目の助成金の申請対象労働者

当該年度の 9 月 16 日以前から継続して雇用されている者であって、この措置の適用を受けなかったならば、当該年度の 1 月 31 日において特例受給資格を得て、当該受給資格に基づき特例一時金の支給を受けることとなると見込まれる者うち、次のいずれかに該当する者（新規継続労働者）。

なお、過去に同一支給対象事業主に係る業務転換の場合の助成の支給対象労働者であった者は除く。

(イ) 前年度の 2 月 1 日から前年度 3 月 15 日までの間当該支給対象事業主に継続雇用されていなかった者（当該期間中に離職し、同一の事業主に再雇用された者については、当該期間中に法第 14 条第 2 項第 1 号に規定する受給資格又は特例受給資格の決定を受けた者に限る。）

- (ロ) 前年度の10月1日から前年度の1月31日までの間に失業給付を受けたことがある者
- (ハ) 前年度において初めて当該支給対象事業主に係る助成金の申請対象労働者となった者であって、前年度の3月16日以後離職した者

ロ 第2回目の助成金の申請対象労働者

前年度において初めて当該支給対象事業主が申請を行った第1回目の助成金の申請対象者となった者であって、前年度の3月16日以後も継続して雇用されている者（継続労働者）。

ハ 第3回目の助成金の申請対象労働者

前年度において、当該支給対象事業主が申請を行った第2回目の助成金の申請対象者となった者であって、前年度の3月16日以後も継続して雇用されている者（再継続労働者）。

ニ 申請対象労働者からの除外

次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当する者は除外すること。

- (イ) 管理監督的業務に従事する者又は事業所に雇用される者のうち季節的業務に従事しない者
- (ロ) 過去2年間の就労の状況その他の事情から判断して、その雇用される事業所の所在地域より遠隔の地域への出稼就労を常態とし、今後も、その状態が継続すると認められる者

0204c 申請限度回数

同一支給対象事業主に雇用される同一申請対象労働者1人につき、2回を限度とする。

0200d 支給要件（新分野進出）

0201d 支給対象事業主

次のイ及びロのいずれにも該当するものを支給対象事業主とする。なお、ここでいう事業所には、事業所非該当の承認を受けた施設を含まないものとする。

イ 同一の申請対象労働者について事業所内就業助成、事業所外就業助成、休業助成又は業務転換助成の支給を受けた（受ける予定を含む）事業主であること。

ロ 指定地域に所在する事業所において指定業種に属する事業を行うものが、対象となる季節労働者を3人以上雇い入れ指定業種以外の業種に属する事業を実施するために必要な事業所（以下「新分野事業所」という。）を設置又は整備し、当該労働者の通年雇用が見込まれる異業種に最初の対象労働者を雇い入れた日から起算して18か月以内に進出（企業が現在営んでいる事業とは別の業種（原則として日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の大分類における別の分野に進出すること。）に進出することをいう。）するものであること。

0202d 支給対象となる新分野進出

支給対象事業所において、申請対象労働者を通年雇用するために新分野の事業に進出し、当該労働者を新分野事業所の業務に従事させること。この場合、支給の対象となる新分野進出は、次のイを行うもので、ロ、ハ、ニ又はりに該当する場合とし、その場合の費用の考え方等はホとする。なお、次のへからチの場合は、支給の対象となる新分野進出に該当しないものとする。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項第2号に規定する店舗型性風俗特殊営業等、設置又は整備の内容が適切でないものも該当しないものとする。

イ 事業所の設置・整備

事業所の施設若しくは設備の新設、増設、購入又は賃借を行うことをいう。「設置」とは、施設若しくは設備の新設、購入又は賃借を行うことをいう。

ロ 施設若しくは設備の新設又は増設

不動産（土地を除く。）若しくは動産の新設（又は増設）をいい、それに要する工事費用（工事費のほか土地造成費、設計管理費及び建物の解体費を含む。） 1 契約が 20 万円以上のものをいう。

動産とは、機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機、運搬器具等をいい、商品以外のものであれば減価償却資産であるか否かを問わず、原材料や消費財以外のものは原則として該当するものとする。なお、原材料や消費財であるか否かの判断は、原則として繰り返し使用されるものか否かによるものとする。

また、助成金を申請する事業主以外の名義で不動産登記される部分については含まない。

なお、費用の算定に当たって、助成金を申請する事業主名義の部分の費用とその他の部分の費用が明確に分離できない場合は、それぞれの面積に応じて按分して算定するものとする。

ハ 施設又は設備の購入

不動産（土地を除く。）又は動産の購入であって、次の(イ)から(ニ)までに定めるところにより算出した購入費用が 20 万円以上のものをいう。

(イ) 分割払いの場合は分割払いの合計額（利子分を含む。）を購入費用とする。なお、購入に伴い購入資金を借入れ、その調達資金（借入金）の返済方法が分割払いである場合の利子分は、購入費用に含まないものとする。

(ロ) 購入に伴う取付費用及び運搬費用等の諸費用を、購入費用に含めることができる。

(ハ) 購入に伴い購入者が別途直接支払う税金の額は、購入費用に含まないものとする。

(ニ) 裁判所の強制執行による一括競売で土地建物を購入した場合は、落札価格のうち建物分を購入費用とする。費用の算定に当たっては、一括競売の落札価格を裁判所の証明する個別最低売却価格の土地：建物の比率で按分して算定するものとする。

ニ 施設又は設備の賃借

不動産（土地を除く。）又は動産の賃借（リース契約を含む。）であって、次の(イ)から(ニ)までに定めるところにより 1 契約の賃借費用が 20 万円以上のものをいう。

(イ) 賃借については、契約期間が 1 年以上であり、原則として反復更新が見込まれるものであること。この場合、1 年分の賃借費用の額を賃借とする。

(ロ) 賃借の契約期間が 1 年を超えるもので、1 年分の賃借費用が定められていない場合は、契約金額を契約年数で割って得た額を賃借費用とする。

(ハ) 賃借に伴う取付費用及び運搬費用等の諸費用を賃借費用に含めることができる。

(ニ) 敷金等賃貸借契約の終了時に返還されることが予定される金員については、賃借費用に含まないものとする。

(ホ) 賃借に伴い賃借者が別途直接支払う税金の額は、賃借費用に含まないものとする。

ホ 対象となる設置・整備に要した費用の考え方等

(イ) 新設、増設、購入又は賃借に係る不動産、動産の引渡日をもって当該設置・整備のあった日とする。したがって、契約締結日が計画日前のものであっても、引渡日が計画日から完了日の間にあれば「設置・整備」に該当する。

(ロ) 「設置・整備に要した費用」は、工事費用、購入費用（分割払いのものを除く。）又は賃

借費用のうち計画日から完了日までの間に実際に支払われた費用とし、完了日後に支払われる予定の額は含めない。この場合、小切手又は手形による支払については、決済を完了したものに限るものとする。なお、賃借については、支払った額が1年分を超える場合は、1年分を限度とする。

(ハ) 計画日以後完了日までの間に解約、売却等を行ったため、完了日において要件を満たさないこととなった不動産(土地を除く。)又は動産に係る費用は、「設置・整備に要した費用」には該当しないものとする。

(ニ) 保険料は「設置・整備に要した費用」に含まないものとする。ただし、賃借料に含まれるものは、「設置・整備に要した費用」に含めることができる。

(ホ) 事業所の所在地を管轄する都道府県労働局が事業所に立ち入って行う現地調査において、その存在が確認できない不動産(土地を除く。)又は動産に係る費用は、「設置・整備に要した費用」には該当しないものとする。

(ヘ) 建設業の事業主が自ら工事を行って施設若しくは設備の新設又は増設を行う場合の工事費用は、市町村の固定資産税担当課で評価した家屋の課税標準額等、都道府県、市町村の証明がある場合に限り、当該証明のあった額を「設置・整備に要した費用」として認めるものとする。

ヘ 無形固定資産の取得に関する取扱い

無形固定資産は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権)、専用権(電話加入権、側線専用権等)、営業権などの権利をいい、これら権利の取得は「設置・整備」には該当しないものとする。

ト 国の補助金等を受けている場合の取扱い

計画書に係る施設若しくは設備の新設、増設、購入又は賃借に関して、国の補助金等(地方公共団体等を通じた間接補助金等を含む。以下「補助金等」という。)の交付又は交付決定を受けている場合には、当該補助金等の補助対象となっている施設若しくは設備の新設、増設、購入又は賃借を行うことは、「設置・整備」には該当しないものとする。

チ 親族間等の取引

配偶者間、1親等の親族間、法人とその代表者若しくは代表者の配偶者の間又は法人とその取締役(代表者を除く。)若しくは同一の代表者の法人間(法人において承認を得た場合(株式会社は取締役会、特例有限会社では株主総会、合名会社及び合資会社は他の社員の過半数の決議によるもの)を除く。)の取引による施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借は「設置・整備」に該当しないものとする。

リ 廃止事業所を利用した事業所の新設等

(イ) 廃止予定の事業所又は廃止された事業所を利用して、他の事業主が新たに同一の事業を開始する場合には、次のいずれにも該当する場合に限り、「設置・整備」に該当するものとする。

a 新旧事業主間に資本金、経済的・組織的関連性等からみて、関係があると認められないこと。

なお、「新旧事業主間に関係がある」とは次の(a)又は(b)に該当する場合とする。

(a) 発行済株式の総数又は出資の総額に占める所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること。

- (b) 取締役会の構成員について、代表取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）が同一人物であること、又は取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- b 廃止予定の事業所又は廃止された事業所について、事業規模の縮小を余儀なくされたため廃止することがやむを得ないと一般的に認められる事情が存在すること。
- (p) (イ) a に該当しない場合、すなわち新旧事業主間に関係があると認められる場合には、新事業主による設置・整備のうち旧事業主から引き継いだ部分以外の部分（旧事業主よりも拡大する部分）についてのみ「設置・整備」に該当するものとする。
- (h) 他の施設において仮操業を開始し、その際に購入するなどした動産を、その後本来の事業所で操業をするために移転させたものについては、一の事業所の設置・整備であることが明らかである場合に限り「設置・整備」に該当する。

0203d 申請対象労働者

次のイ又はロに該当し、かつハに該当しないこと。

イ 事業所内就業助成、事業所外就業助成又は休業助成に係る第1回目の助成金の申請対象労働者

当該年度の9月16日以前から継続して雇用されている者であって、この措置の適用を受けなかったならば、当該年度の1月31日において特例受給資格を得て、当該受給資格に基づき特例一時金の支給を受けることとなると見込まれるもののうち、次のいずれかに該当する者（新規継続労働者）。

なお、過去に同一支給対象事業主に係る業務転換の場合の助成の支給対象労働者であった者は除く。

(イ) 前年度の2月1日から前年度3月15日までの間当該支給対象事業主に継続雇用されていなかった者（当該期間中に離職し、同一の事業主に再雇用された者については、当該期間中に法第14条第2項第1号に規定する受給資格又は特例受給資格の決定を受けた者に限る。）

(p) 前年度の10月1日から前年度の1月31日までの間に失業給付を受けたことがある者

(h) 前年度において初めて当該支給対象事業主に係る助成金の申請対象労働者となった者であって、前年度の3月16日以後離職した者

ロ 業務転換の場合の助成に係る申請対象労働者

(イ) 当該年度の対象期間中に業務転換を開始する場合については、上記イ(イ)に該当すること。

(p) (イ)以外（当該年度において対象期間前に業務転換を開始する場合）については、業務転換開始日において支給対象事業所に3か月以上継続して雇用されている者であって、この措置の適用を受けなかったならば、当該年度中に特例受給資格を得て、当該受給資格に基づき特例一時金の支給を受けることとなると見込まれる者のうち、上記イ(p)から(h)までのいずれかに該当する者とする。なお、この場合、上記イ(h)中、「前年度の3月16日以後」とあるのは、「当該年度の3月16日以後」と読み替えるものとする。

ハ 申請対象労働者からの除外

次の(イ)から(p)のいずれかに該当する者は申請対象労働者から除外すること。

(イ) 管理監督的業務に従事する者又は事業所に雇用される者のうち季節的業務に従事しない

者

- (ロ) 過去 2 年間の就労の状況その他の事情から判断して、その雇用される事業所の所在地域より遠隔の地域への出稼就労を常態とし、今後も、その状態が継続すると認められる者

0204d 申請限度回数

同一支給対象事業主につき、1 計画につき 3 回（連続する 3 対象期間について申請されるものに限る。）を限度とする。

0200e 支給要件（職業訓練）

0201e 支給対象事業主

次のイからニのいずれにも該当するものを支給対象事業主とする。なお、ここでいう事業所には、事業所非該当の承認を受けた施設を含むものとする。

- イ 指定地域に所在する 事業所において、指定業種に属する事業を行うもの（対象期間において当該事業所に係る指定業種以外の業種に属する事業を行うものを含む。）であること。
- ロ 申請対象労働者を、0202a により当該年度の対象期間中継続して雇用し、かつ、それ以後においても、当該申請対象労働者を少なくとも継続雇用予定期限まで継続して雇用することが見込まれる事業主であること。
- ハ 当該事業所において、就業規則等の書類、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、配置転換協定、労働者派遣契約書、出向協定、建設業務労働者就業機会確保契約書等の支給申請に必要な書類を整備、保管し、管轄労働局長からの要請があれば速やかに提出できる事業主であること。
- ニ 同一の申請対象労働者について、事業所内就業助成、事業所外就業助成、休業助成又は業務転換助成の支給を受けた（受ける予定を含む）事業主であること。

0202e 支給対象となる職業訓練

支給対象事業所において、対象期間について申請対象労働者を職業訓練させること。なお、支給の対象となる職業訓練は、次のイ又はロのいずれかに該当するものであって、かつハに該当するもの（通信制の職業訓練を除く。）とする。ただし、当該職業訓練に係る期間は最大 3 か月とし、4 月 15 日までの間に終了するものであること。

- イ 事業主が自ら運営する職業訓練であって、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 事業所内において集合して行う職業訓練
- (ロ) 受講者に季節労働者が 1 人以上いる職業訓練
- ロ 次に掲げる施設に委託して行う職業訓練
- (イ) 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 1 項ただし書に規定する職業訓練を行う施設並びに認定訓練を行う施設
- (ロ) 助成金の支給を受けようとする事業主以外の事業主又は事業主団体の設置する施設
- (ハ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学等
- (ニ) 各種学校等（学校教育法第 124 条の専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項の各種学校又はこれと同程度の水準の教育訓練を行うことができるものをいう。）
- (ホ) その他職業に関する知識、技能若しくは技術を習得させ、又は向上させることを目的とする教育訓練を行う団体の設置する施設
- ハ 次のいずれにも該当する職業訓練

- (イ) 一の職業訓練コースの訓練時間が 10 時間以上の職業訓練
- (ロ) 生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練
- (ハ) 職業訓練指導員免許を有する者その他当該職業訓練の科目、職種等の内容について専門的な知識若しくは技能を有する指導員又は講師により行われる職業訓練
- (ニ) 職業に必要な専門的な知識又は技能を習得させるために適切な方法であるものその他申請対象労働者のキャリア形成の効果的な促進に資するもの

0203e 申請対象労働者

次のイからニのいずれかに該当し、かつホに該当しないこと。

イ 事業所内就業助成、事業所外就業助成又は休業助成に係る第 1 回目の助成金の申請対象労働者

当該年度の 9 月 16 日以前から継続して雇用されている者であって、この措置の適用を受けなかったならば、当該年度の 1 月 31 日において特例受給資格を得て、当該受給資格に基づき特例一時金の支給を受けることとなると見込まれる者のうち、次のいずれかに該当する者(新規継続労働者)。

なお、過去に同一支給対象事業主に係る業務転換の場合の助成の支給対象労働者であった者は除く。

(イ) 前年度の 2 月 1 日から前年度 3 月 15 日までの間当該支給対象事業主に継続雇用されていなかった者（当該期間中に離職し、同一の事業主に再雇用された者については、当該期間中に法第 14 条第 2 項第 1 号に規定する受給資格又は特例受給資格の決定を受けた者に限る。）

(ロ) 前年度の 10 月 1 日から前年度の 1 月 31 日までの間に失業給付を受けたことがある者

(ハ) 前年度において初めて当該支給対象事業主に係る助成金の申請対象労働者となった者であって、前年度の 3 月 16 日以後離職した者

ロ 事業所内就業助成、事業所外就業助成又は休業助成に係る第 2 回目の助成金の申請対象労働者

前年度において初めて当該支給対象事業主が申請を行った第 1 回目の助成金の申請対象者となった者であって、前年度の 3 月 16 日以後も継続して雇用されている者（継続労働者）。

ハ 事業所内就業助成、事業所外就業助成又は休業助成に係る第 3 回目の助成金の申請対象労働者

前年度において、当該支給対象事業主が申請を行った第 2 回目の助成金の申請対象者となった者であって、前年度の 3 月 16 日以後も継続して雇用されている者（再継続労働者）。

ニ 業務転換助成に係る申請対象労働者

(イ) 当該年度の対象期間中に業務転換を開始する場合については、上記イ(イ)に該当すること。

(ロ) (イ) 以外（当該年度において対象期間前に業務転換を開始する場合）については、業務転換開始日において支給対象事業所に 3 か月以上継続して雇用されている者であって、この措置の適用を受けなかったならば、当該年度中に特例受給資格を得て、当該受給資格に基づき特例一時金の支給を受けることとなると見込まれる者のうち、上記イ(ロ)又は(ハ)のいずれかに該当する者とする。なお、この場合、上記イ(ハ)中、「前年度の 3 月 16 日以後」とあるのは、「当該年度の 3 月 16 日以後」と読み替えるものとする。ホ 申請対象労働者からの除外

次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当する者は申請対象労働者から除外すること。

(イ) 管理監督的業務に従事する者又は事業所に雇用される者のうち季節的業務に従事しない者

(ロ) 過去2年間の就労の状況その他の事情から判断して、その雇用される事業所の所在地域より遠隔の地域への出稼就労を常態とし、今後も、その状態が継続すると認められる者

0204e 申請限度回数

申請対象労働者が1人以上いる場合において、同一支給対象事業主の申請回数に限度を設けないものとする。

0200f 支給要件（季節トライアル雇用）

0201f 支給対象事業主

雇用保険の適用事業の事業主であつて、指定地域に所在する事業所において、指定業種以外の業種の事業を行う者であること。

0202f 支給対象となる季節トライアル雇用

支給対象事業所において、「第2 各助成金別要領」の6の(1)の0212に規定する季節労働者に該当する申請対象労働者を同通知に基づくトライアル雇用終了後引き続き一般被保険者等（法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者、又は法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ。）として雇い入れ、かつ、当該対象労働者を助成金の支給終了後も引き続き雇用することが確実であると認められる者であること。

0203f 申請対象労働者

次のイからロのいずれにも該当すること。

イ トライアル雇用の終了日の翌日から引き続き6か月を超える日以降も雇用されており、雇用保険の一般被保険者等として被保険者資格の取得がなされている者であること。

ロ トライアル雇用終了後に常用雇用に移行した日から起算して6か月の期間における労働に対する賃金が、支払期日までに支払われている者であること。

0204f 申請限度回数

同一支給対象事業主に雇用される同一申請対象労働者1人につき、1回を限度とする。

0200g 支給要件（共通）

0201g 支給対象労働者数の計算方法

イ 当該年度において助成金の支給の対象となる労働者（休業の場合も含む。以下「支給対象労働者」という。）は、申請対象労働者のうち、①支給額の高い者、②申請回数の少ない者、の順（以下「優先順位」という。）に次の式により求められた支給対象労働者の数に達するまで選択した労働者とする。

ただし、業務転換に係る支給対象労働者については、この限りではない。

(式)

〔支給対象労働者の数〕＝〔当該事業所における申請対象労働者の数〕－（〔当該事業所についてロの厚生労働大臣が定める基準により算定した数（以下「基礎数」という。）〕－〔当該年度の3月15日現在の当該事業所における継続して雇用する労働者として雇用されている労働者（以下「継続雇用労働者」という。）の数〕）

ただし、（基礎数－継続雇用労働者の数）については、（基礎数－継続雇用労働者の数）が負の場合は0とし、（基礎数－継続雇用労働者の数）が申請対象労働者の数を越えるときは、申請対象労働者の数とする。

この場合において「継続雇用労働者」とは、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者とする。

ただし、管理監督的業務に従事する者、指定業種に属する事業の季節的業務以外の業務に従事する者又は指定業種に属する事業の季節的業務を行う現場に付属する事業所以外の事業所の事務に従事する者は除くものとする。

(イ) 常用労働者として雇い入れられた者であって、継続して雇用されている者（常用労働者として雇用されていない者を除く。）

(ロ) 上記(イ)以外の者であって、常用労働者とされた者のうち、継続して雇用されている者（常用労働者として雇用されていない者を除く。）

ただし、助成金の申請対象労働者である者は除く。

(ハ) 上記(イ)又は(ロ)以外の者で3年度前の9月16日以前から継続して雇用されている者

ロ 基礎数算定のために厚生労働大臣が定める基準により算定した数は、次の(イ)又は(ロ)により算定した数とする。

(イ) 昭和59年3月以降の申請を初めて行う事業所に係る基準

当該年度12月15日現在における上記イの継続雇用労働者の数

(ロ) 上記(イ)の事業所以外の事業所に係る基準

昭和59年3月以降に申請を初めて行った当該年度の12月15日現在における上記イの継続雇用労働者の数に、下記a及びbを加えた数（1未満の数は切り捨てる。）

a 昭和59年3月以後の支給における支給対象労働者で、助成金の支給に係る申請対象労働者が、継続雇用予定期限（翌年度の12月15日）以後も引き続き雇用されていることによって支給が確定した者及び当該支給に係る申請対象労働者が継続雇用予定期限前に離職し、0901のイの(イ)の返還額を算定するに際し、改めて支給対象労働者を選択する場合に支給対象労働者とされた者（業務転換の助成に係る者を除く。以下「支給確定労働者」という。）であって、当該労働者の第1回目の申請が3年以上前の年度に行われた者（この基準により基礎数を算定する際に雇用されていない者を含む。）の総数（支給1回につき1人として精算する。）に3分の1を乗じて得た数

b 業務転換の助成について、支給が確定した者の数

ただし、過去連続する3年度間に助成金の支給を受けたことのない事業所については、上記ロ(イ)及び(ロ)にかかわらず次の(a)又は(b)の数とする。

(a) 助成金の支給を受けようとする年度の直前3年度以上にわたって助成金の支給を一度も受けたことがなく、再び助成金の支給を受けようとする事業所に係る基準

当該年度の12月15日現在における継続雇用労働者の数

(b) 上記(a)の事業所以外の事業所に係る基準

上記(a)の数に、上記(a)の申請を行った年以後の支給における支給確定労働者であって、当該労働者の第1回目の申請が3年以上前の年度に行われた者（この基準により基礎数を算定する際に雇用されていない者を含む。）の総数（支給1回につき1人

として精算する。)に3分の1を乗じて得た数及び上記(a)の申請を行った年以後の支給において、業務転換により支給が確定した者の数を加えた数(1未満の数は切り捨てる。)

0300 支給額

0301 支給額(事業所内就業及び事業所外就業)

支給対象労働者1人当たり対象期間について事業主が支払った賃金の $1/2$ の額(新規継続労働者については、当該賃金の $2/3$ の額)(その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、その定める額)とする。

この場合の「対象期間について事業主が支払った賃金」の額は、12月の賃金締切日(賃金締切日が1暦月内に2回以上あるときは、その月末に最も近い賃金締切日とする。以下同じ。)の翌日から3月の賃金締切日までの間に対象労働者が行った労働に対して支払われた賃金(臨時に支払われる賃金を除く。)の合計額とする。

なお、対象期間内に3か月を越える期間ごとに支払われている賃金が支払われている場合は、最高額の1回分を当該対象期間に支払われた賃金に算入することができる。

また、出向先事業所による一部賃金負担があることにより、支給対象事業所の実質的な賃金負担額が当該対象労働者に支払われた賃金額未満の場合は、支給対象事業所の実質的な負担額の $1/2$ の額(新規継続労働者については、当該負担額の $2/3$ の額)とする。

0302 支給額(業務転換)

支給対象労働者1人当たり業務転換の開始日から起算して6か月の期間について事業主が支払った賃金の $1/3$ の額(その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、その定める額)とする。

この場合の賃金の額は、業務転換開始日直後の賃金締切日の翌日から6か月後の賃金締切日までの間に対象労働者が行った労働に対して支払われた賃金(臨時に支払われる賃金を除く。)の合計額とする。

なお、対象期間内に3か月を越える期間ごとに支払われる賃金が支払われている場合は、最高額の1回分を当該対象期間に支払われた賃金に算入することとする。

0303 支給額(休業)

支給対象労働者1人当たり休業期間について事業主が支払った休業手当(最大60日分)及び対象期間について事業主が支払った賃金(休業手当除く。)の合計額の $1/2$ の額(2回目については、当該合計額の $1/3$ の額)(その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときはその定める額)とする。

この場合の「休業期間について事業主が支払った休業手当」の額は、12月16日から1月15日までの賃金締切日の翌日から4か月後の賃金締切日までの間に実施された全日休業日について支払われた休業手当の合計額とし、この場合の「対象期間について事業主が支払った賃金(休業手当除く。)」の額は、12月の賃金締切日の翌日から3月の賃金締切日までの間に対象労働者が行った労働に対して支払われた賃金(臨時に支払われる賃金を除く。)の合計額とする。

なお、対象期間内に3か月を越える期間ごとに支払われている賃金が支払われる場合は、最高額の1回分を当該対象期間に支払われた賃金に算入することができる。

0304 支給額(新分野進出)

事業所の設置・整備に要した費用の1/10の額（2、3回目も同額）（その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、その定める額）とする。

なお、1万円未満は切り捨てるものとする。

0305 支給額（職業訓練）

支給対象労働者1人当たり対象期間内の職業訓練に要した期間について、事業主が支払った申請対象労働者の季節的業務に係る職業訓練（以下「季節業務訓練」という。なお、当該職業訓練は、指定業種に属する事業に関連する職種に係るものとする。）の経費の1/2の額（季節業務訓練以外の職業訓練（以下「一般業務訓練」という。）については、2/3の額）（その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、その定める額）とする。

なお、この場合の職業訓練に係る経費については、次のイからハまでの額の合計額とする。

イ 集合して行う学科若しくは実技の訓練を担当する職業訓練指導員又は講師（いずれも部外の者に限る。）の謝金若しくは手当（ただし、当該謝金若しくは手当の額が当該職業訓練指導員又は講師1人につき、1時間当たり3万円を超える場合は、3万円を限度とする。）

ロ 集合して行う学科若しくは実技の訓練を行う場合に必要な施設又は設備の借上げに要する経費

ハ 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費

ただし、施設に委託して行う職業訓練のうち、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第76条第1項に規定する技能講習について、同法第77条に規定する登録教習機関が実施する場合には、受講料を上記イ及びロとして職業訓練に係る経費とすることができる。

0306 支給額（季節トライアル雇用）

令和10年3月31日までの間、支給対象労働者1人当たりトライアル雇用終了後に常用雇用に移行した日から起算して6か月の期間について事業主が支払った賃金の1/2の額からトライアル雇用により支給されたトライアル雇用助成金の額を減額した額（その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、その定める額）とする。

この場合の賃金の額は、トライアル雇用終了日直後の賃金締切日の翌日から6か月後の賃金締切日までの間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金を除く。）の合計額とする。

なお、当該期間内に3か月を越える期間ごとに支払われる賃金が支払われている場合は、最高額の1回分を当該期間に支払われた賃金に算入することとする。

0307 厚生労働大臣が定める額

0301 から 0306 までの厚生労働大臣が定める額は、0301 及び 0303 については、54 万円（新規継続労働者分については、71 万円）、0302 については、71 万円、0304 については、500 万円、0305 については、季節業務訓練の場合 3 万円、一般業務訓練の場合 4 万円、0306 については、71 万円であること。

0308 支給額（移動就労経費）

イ 令和10年3月15日までの間、次の(イ)～(ニ)の場合には、当該事業主に対して、当該負担した額に相当する額（その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、厚生労働大臣が定める額）を支給する。なお、これらの場合において、支給対象労働者の住所又は居所の変更に要する費用（以下「移動就労経費」という。）の範囲は、往復の交通費、遠距離移動のための途中で宿泊を余儀なくされる場合の宿泊料及び移転料とする。

- (イ) 事業所内就業助成の場合であって、支給対象事業主が、対象期間に指定地域以外の地域において請負により当該事業主が行う指定業種に属する事業に支給対象労働者を就労させ、かつ移動就労経費を負担した場合
- (ロ) 事業所外就業助成の場合であって、支給対象事業主が、対象期間に指定地域外の地域において支給対象労働者を就業させ、かつ、移動就労経費を負担した場合
- (ハ) 業務転換助成の場合であって、支給対象事業主が、対象期間に支給対象労働者の業務転換を行い、指定地域外の地域において就業させ、かつ当該労働者の移動就労経費を負担した場合
- (ニ) 休業助成の場合であって、支給対象事業主が、対象期間に上記(イ)に該当する事業所内就業又上記(ロ)に該当する事業所外就業を行い、かつ当該労働者の移動就労経費を負担した場合
- ロ イの厚生労働大臣が定める額は、支給対象労働者1人につき次の表の移動距離区分に応じ、同表に掲げる額とする。ただし、移動距離が400キロメートル未満である場合には、支給しないものとする。

なお、移動距離は、支給対象労働者を雇用する事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の所在地からイの就労(以下「移動就労」という。)に係る最初の作業場所の所在地を管轄する公共職業安定所の所在地までの鉄道距離とする(水路及び陸路は4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道の1キロメートルとみなす。)

級	移動距離		上限額
1	400km 以上	800km 未満	30,000 円
2	800km 以上	1,200km 未満	60,000 円
3	1,200km 以上	1,600km 未満	90,000 円
4	1,600km 以上	2,000km 未満	120,000 円
5	2,000km 以上		150,000 円

0400 通年雇用届等・業務転換届等・計画書の提出

0400a 通年雇用届等の提出(事業所内就業及び事業所外就業)

0401a 通年雇用届等の提出

事業所内就業又は事業所外就業により助成金の支給を受けようとする事業主は、当該年度の12月16日から1月31日までの間に、次のイからハの書類(以下「通年雇用届等」という。)を管轄労働局長に提出するものとする。

イ 通年雇用助成金通年雇用届(通様式第1号)(電子申請の場合はハローワークシステム(助成金電子申請事務処理)(以下「雇用関係助成金ポータル」という。))における計画届(事業所内就業・事業所外就業)とする。)(以下「通年雇用届」という。)

ロ 通年雇用助成金対象労働者申告書(通年雇用届添付)(通様式第2号)(電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける通年雇用助成金_対象労働者一覧_計画(事業所内・外就業助成)とする。)(以下「対象労働者申告書(通年雇用届添付)」という。)

ハ 0402aの添付書類

また、0308に係る支給を受けようとする事業主(以下「移動事業主」という。)にあつては、

通年雇用助成金移動就労届（移様式第 1 号。以下「移動就労届」という。）に必要事項を記入の上、管轄労働局長に提出するものとする。この場合において、0402a のロの(イ)の書類には、当該事業の実施（予定）期間を明記させるものとする。

ホ 天災その他やむを得ない理由により、提出期間内に通年雇用届を提出しなかった場合は、当該理由のやんだ後 1 か月以内にその理由を記した書面を添えて提出することができる。（本助成金において、他の提出書類についても同様の取り扱いとする。）

0402a 添付書類

イ 事業の実施状況に関する書類

(イ) 建設業法（昭和 24 年法律 100 号）第 3 条の規定による許可を受けた建設業者にあつては、そのことを証する書面

(ロ) 採石業及び砂、砂利、玉石採取業に属する事業を行う事業主にあつては、採石法（昭和 25 年法律 291 号）第 32 条又は砂利採取法（昭和 43 年法律 74 号）第 3 条に基づく登録を行ったことを証する書面

(ハ) 労働者派遣を行う事業主にあつては、労働者派遣法第 5 条の規定により労働者派遣事業の許可を受けた事業主は、同法第 8 条の規定による許可証の写し

(ニ) 建設労働法第 31 条の規定により建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた事業主にあつては、同法第 34 条の規定による許可証の写し

ロ 対象期間中及び対象期間後における申請対象労働者の就労見込みを証する書面

(イ) 事業所内就業を行う事業主にあつては、事業の実施見込みを証する書面（建設業においては、工事請負契約書の写し、元請事業主の証明等）

(ロ) 配置転換を行う事業主にあつては、対象期間中に従事する業務の内容及び対象期間後に再び季節的業務に従事することを証する書面（辞令の写し、雇用契約書の写し等）

(ハ) 労働者派遣を行う事業主にあつては、労働者派遣法第 26 条に基づく労働者派遣契約書の写し等

(ニ) 在籍出向を行う事業主にあつては、出向契約書の写し

(ホ) 建設業務労働者就業機会確保事業による申請対象労働者の送出を行う事業主にあつては、建設労働法第 43 条に基づく建設業務労働者就業機会確保契約書の写し等

ハ 昭和 59 年 3 月以降、初めて助成金の支給を受けようとする事業主又は助成金の支給を受けようとする年度の直前 3 年度以上にわたって助成金の支給を一度も受けたことがなく再び助成金の支給を受けようとする事業主（業務転換助成に係る助成金の支給を受けようとする事業主を除く。）にあつては、当該年度の 12 月 15 日現在の継続雇用労働者名等を記載した通年雇用助成金継続雇用労働者名簿（通様式第 3 号。以下「継続雇用労働者名簿」という。）及び同日現在の当該事業所に雇用されているすべての労働者の労働者名簿。

ニ 賃金台帳及び出勤簿

ホ 移動事業主は、請負開始後速やかに、移動就労に係る請負事業実施状況確認書（移様式第 2 号。以下「請負事業実施状況確認書」という。）を管轄労働局長に提出するものとする。

ヘ 上記イの書類については、当該事業主が前年度において助成金の支給対象事業主となったものであり、かつ、当該事業主の行う事業の種類に変更のない場合には、その添付を省略して差し支えないものとする。

ただし、この場合においては、通年雇用届の欄外適宜の場所に、建設業法の規定による許可番号、許可年月日等、採石法若しくは砂利採取法の規定による登録番号、登録年月日等、労働者派遣法の規定による許可番号、許可年月日、届出受理番号及び届出年月日、建設労働法の規定による許可番号、許可年月日を記載させるものとする。

0403a 通年雇用届等の受理

0401a 及び 0402a の書類に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める。指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、「第1 共通要領」の 0301 のハの要件を満たさないものとみなし、当該通年雇用届等に係る助成金は支給しない。

0400b 業務転換届等の提出

0401b 業務転換届等の提出

業務転換の場合の助成に係る助成金の支給を受けようとする事業主は、業務転換の開始日から起算して1か月以内に、次のイからハの書類（以下「業務転換届等」という。）を申請対象労働者となる者を雇用しようとする事業所の管轄労働局長に提出するものとする。

イ 通年雇用助成金業務転換届（業様式第1号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける計画届（業務転換）とする。）（以下「業務転換届」という。）

ロ 通年雇用助成金対象労働者申告書（業務転換）（業様式第2号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける通年雇用助成金_対象労働者一覧_計画（業務転換助成）とする。）（以下「対象労働者申告書（業務転換）」という。）

ハ 0402b の添付書類

また、移動事業主にあつては、移動就労届に必要な事項を記入の上、管轄労働局長に提出するものとする。この場合において、0502b のロの(イ)の書類には、当該事業の実施（予定）期間を明記させるものとする。

0402b 添付書類

イ 事業の実施状況に関する書類

- (イ) 建設業法第3条の規定による許可を受けた建設業者にあつては、そのことを証する書面
- (ロ) 採石業及び砂、砂利、玉石採取業に属する事業を行う事業主にあつては、採石法第32条又は砂利採取法第3条に基づく登録を行ったことを証する書面
- (ハ) 労働者派遣を行う事業主にあつては、労働者派遣法第5条の規定により労働者派遣事業の許可を受けた事業主は、同法第8条の規定による許可証の写し
- (ニ) 建設労働法第31条の規定により建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた事業主にあつては、同法第34条の規定による許可証の写し

ロ 対象期間中及び対象期間後における申請対象労働者の就労見込みを証する書面

- (イ) 事業所内就業を行う事業主にあつては、事業の実施見込みを証する書面（建設業においては、工事請負契約書の写し、元請事業主の証明等）
- (ロ) 配置転換を行う事業主にあつては、対象期間中に従事する業務の内容及び対象期間後に再び季節的業務に従事することを証する書面（辞令の写し、雇用契約書の写し等）
- (ハ) 労働者派遣を行う事業主にあつては、労働者派遣法第26条に基づく労働者派遣契約書の

写し等

(ニ) 在籍出向を行う事業主にあつては、出向契約書の写し

(ホ) 建設業務労働者就業機会確保事業による申請対象労働者の送出を行う事業主にあつては、建設労働法第 43 条に基づく建設業務労働者就業機会確保契約書の写し等

(ハ) 業務転換を行う事業主にあつては、業務転換されたことを証する書面（辞令の写し、雇用契約書の写し等）

ハ 昭和 59 年 3 月以降、初めて助成金の支給を受けようとする事業主又は助成金の支給を受けようとする年度の直前 3 年度以上にわたって助成金の支給を一度も受けたことがなく再び助成金の支給を受けようとする事業主（業務転換助成に係る助成金の支給を受けようとする事業主を除く。）にあつては、当該年度の 12 月 15 日現在の継続雇用労働者名等を記載した継続雇用労働者名簿及び同日現在の当該事業所に雇用されているすべての労働者の労働者名簿。

ニ 賃金台帳及び出勤簿

ホ 移動事業主は、請負開始後速やかに、移動就労に係る請負事業実施状況確認書を管轄労働局長に提出するものとする。

ヘ 上記イの書類については、当該事業主が前年度において助成金の支給対象事業主となったものであり、かつ、当該事業主の行う事業の種類に変更のない場合には、その添付を省略して差し支えないものとする。

ただし、この場合においては、通年雇用届の欄外適宜の場所に、建設業法の規定による許可番号、許可年月日等、採石法若しくは砂利採取法の規定による登録番号、登録年月日等、労働者派遣法の規定による許可番号、許可年月日、届出受理番号及び届出年月日、建設労働法の規定による許可番号、許可年月日を記載させるものとする。

0403b 業務転換届等の受理

0401b 及び 0402b の書類に不備があつた場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める。指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は 1 か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、「第 1 共通要領」の 0301 のハの要件を満たさないものとみなし、当該業務転換届等に係る助成金は支給しない。

0400c 通年雇用届等の提出（休業）

0401c 通年雇用届等の提出

事業所内就業及び事業所外就業により助成金の支給を受けようとする事業主は、当該年度の 12 月 16 日から 1 月 31 日までの間に、0402c の書類を添えて、次の書類を管轄労働局長に提出するものとする。

イ 通年雇用届

ロ 対象労働者申告書（通年雇用届添付）

また、移動事業主にあつては、移動就労届に必要な事項を記入の上、管轄労働局長に提出するものとする。この場合において、0502c のロの（イ）の書類には、当該事業の実施（予定）期間を明記させるものとする。

0402c 添付書類

イ 事業の実施状況に関する書類

- (イ) 建設業法第3条の規定による許可を受けた建設業者にあつては、そのことを証する書面
- (ロ) 採石業及び砂、砂利、玉石採取業に属する事業を行う事業主にあつては、採石法第32条又は砂利採取法第3条に基づく登録を行ったことを証する書面
- (ハ) 労働者派遣を行う事業主にあつては、労働者派遣法第5条の規定により労働者派遣事業の許可を受けた事業主は、同法第8条の規定による許可証の写し
- (ニ) 建設労働法第31条の規定により建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた事業主にあつては、同法第34条の規定による許可証の写し
- ロ 対象期間中及び対象期間後における申請対象労働者の就労見込みを証する書面
 - (イ) 事業所内就業を行う事業主にあつては、事業の実施見込みを証する書面（建設業においては、工事請負契約書の写し、元請事業主の証明等）
 - (ロ) 配置転換を行う事業主にあつては、対象期間中に従事する業務の内容及び対象期間後に再び季節的業務に従事することを証する書面（辞令の写し、雇用契約書の写し等）
 - (ハ) 労働者派遣を行う事業主にあつては、労働者派遣法第26条に基づく労働者派遣契約書の写し等
 - (ニ) 在籍出向を行う事業主にあつては、出向契約書の写し
 - (ホ) 建設業務労働者就業機会確保事業による申請対象労働者の送出を行う事業主にあつては、建設労働法第43条に基づく建設業務労働者就業機会確保契約書の写し等

ハ 昭和59年3月以降、初めて助成金の支給を受けようとする事業主又は助成金の支給を受けようとする年度の直前3年度以上にわたって助成金の支給を一度も受けたことがなく再び助成金の支給を受けようとする事業主（業務転換助成に係る助成金の支給を受けようとする事業主を除く。）にあつては、当該年度の12月15日現在の継続雇用労働者名等を記載した継続雇用労働者名簿及び同日現在の当該事業所に雇用されているすべての労働者の労働者名簿。

ニ 賃金台帳及び出勤簿

ホ 移動事業主は、請負開始後速やかに、移動就労に係る請負事業実施状況確認書を管轄労働局長に提出するものとする。

ヘ 上記イの書類については、当該事業主が前年度において助成金の支給対象事業主となったものであり、かつ、当該事業主の行う事業の種類に変更のない場合には、その添付を省略して差し支えないものとする。

ただし、この場合においては、通年雇用届の欄外適宜の場所に、建設業法の規定による許可番号、許可年月日等、採石法若しくは砂利採取法の規定による登録番号、登録年月日等、労働者派遣法の規定による許可番号、許可年月日、届出受理番号及び届出年月日、建設労働法の規定による許可番号、許可年月日を記載させるものとする。

0403c 通年雇用届等の受理

0401c 及び 0402c の書類に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める。指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、「第1 共通要領」の 0301 のハの要件を満たさないものとみなし、当該通年雇用届等に係る助成金は支給しない。

0400d 計画書の提出（新分野進出）

0401d 計画書の提出

新分野進出の場合の助成を受けようとする事業主は、対象となる季節労働者の雇入れを行い、設置・整備した施設の引渡前までに「通年雇用助成金新分野進出事業所設置・整備及び雇入れ計画書」（新様式第1号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける計画届（新分野進出）とする。）（以下「新分野計画書」という。また、当該新分野計画書の申請があった日を計画日とする。）に0402dの書類を添えて管轄労働局長へ提出するものとする。

0402d 添付書類

対象となる季節労働者の雇入れを確認できる書類（労働者名簿、雇用契約書等）。

なお、電子申請の場合は上記書類に加えて雇用関係助成金ポータルにおける通年雇用助成金_対象労働者一覧_計画（新分野進出）も提出するものとする。

0403d 計画書の変更・取下げ

イ 計画書の変更

法人の合併があった場合、法人名又は事業所名を変更した場合など、新分野計画書の内容を大きく変更するときには、その変更事項を新分野計画書に記入し、表題に「変更届」と書き加えて管轄労働局長に提出しなければならない。（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける変更届（新分野進出）とする。）

ただし、法人の分割、事業所の分割又は統合があった場合には、新たな事業所について計画を出し直す必要がある。

管轄労働局長は、記入事項について確認を行った後、変更届を受理し、「通年雇用助成金新分野進出事業所設置・整備及び雇入れ計画受理通知書」（新様式第1号の2。以下「新分野計画受理通知書」という。）に「変更届」と明記して事業主に対して通知するものとする。（電子申請の場合を除く。）

新分野計画書の変更は、完了予定日の前日までに行うものとする。

ロ 計画書の取下げ

新分野計画書は、完了予定日の前日まで取り下げることができるものとする。

新分野計画書の取り下げは、適宜の様式に「通年雇用助成金新分野進出事業所設置・整備及び雇入れ計画取下げ届」（以下「取下げ届」という。）と記入し、文書により行うこととし、取り下げの理由及び提出年月日を必ず記載するものとする。

管轄労働局長は、取り下げる理由について確認を行った後、取下げ届を受理した旨を事業主に適宜の様式により通知するものとする。

0404d 計画書の失効

最初の申請対象労働者を雇い入れた日から起算して18か月を経過した日までに特段の理由なく0604のイの完了届の提出がない場合は、当該新分野計画書は失効するものとする。

0405d 計画書の受理

0401d及び0402dの書類に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める。指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、「第1 共通要領」の0301のハの要件を満たさないものとみなし、新分野計画書等に係る

助成金は支給しない。

0400e 計画書の提出（職業訓練）

0401e 計画書等の提出

職業訓練の場合の助成を受けようとする事業主は、当該職業訓練を実施する前日までに通年雇用助成金職業訓練実施計画書（申請内訳書）（訓様式第1号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける計画届（職業訓練）とする。）（以下「訓練計画書」という。）及び委託契約書（0302e ロに該当する場合に限る。）を管轄労働局長に提出するものとする。なお、管轄労働局長は、当該職業訓練が季節業務訓練又は一般業務訓練であり助成金の対象となるか否か、また、事業主が対象期間内に2以上の訓練を実施する場合においては、支給対象労働者1人当たりの支給額の上限となっているか否かを確認することとする。

0402e 計画書の受理

0401e の書類に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める。指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、「第1 共通要領」の 0301 のハの要件を満たさないものとみなし、当該訓練計画書等に係る助成金は支給しない。

0500 通年雇用届等・業務転換届等・計画書の確認

0500a 通年雇用届等・業務転換届等の確認

0501a 通年雇用届等・業務転換届等の確認

イ 管轄労働局長は、0401a 又は 0401b により通年雇用届等・業務転換届等の提出を受けたときは、当該届出に係る事業主又は労働者が、支給対象事業主又は申請対象労働者となる見込みの確認を行うとともに、継続雇用労働者名簿に記載されている継続雇用労働者についての確認を行う。

また、移動事業主については、上記の確認のほか、適正な請負事業であるか否かをはじめ、移動就労に係る要件についての確認を行い、0308 のイに係る支給が見込まれないときは、速やかに当該事業主に通知するものとする。

なお、確認に当たっては、特に次の点に留意するものとする。

- (イ) 当該事業主が主として、指定地域で指定業種の事業活動を営むものであることを確認するとともに、通年雇用届等・業務転換届等に記載された申請対象労働者の被保険者番号と当該労働者の雇用保険事業所別被保険者台帳等の被保険者番号を照合すること。
- (ロ) 「対象期間中継続して雇用」する見込み及び「継続雇用予定期限まで継続して雇用」する見込みの確認に当たっては、前年度の対象期間における雇用の実績、当該対象期間中の事業の実施見込み、労働者派遣契約書の写し、出向契約書の写し及び建設業務労働者就業機会確保契約書の写し等により、妥当か否かを判断すること。
- (ハ) 継続雇用労働者名簿の確認に当たっては、当該年度の12月15日現在における当該事業所に雇用されているすべての労働者の労働者名簿等によって、当該継続雇用労働者が当該年度の12月15日現在当該届出に係る事業所に在職していることなどの確認を行い、当該届出事業主の当該年度の助成金の支給申請に係る基礎数を決定すること。
- (ニ) 移動就労に係る要件の確認に当たっては、労働者の移動に係る事業が、その性質上労働者

派遣事業形態、労働者供給事業形態に該当する可能性が高いことに十分留意し、移動就労届、対象労働者申告書（通年雇用届添付）、請負契約書の写し及び移動就労に係る請負事業実施状況確認書により、当該事業が適正な請負として行われているか否かを慎重に判断するとともに、当該事業を行う地域及び期間、当該事業の種類並びに移動距離について確認すること。ロ 上記イの確認を行い、支給対象事業主及び申請対象労働者となることが見込まれ、かつ労働者名簿等により継続雇用労働者が当該年度の12月15日現在当該届出にかかる事業所に在職していることなどの確認が取れた場合は、これを受理するものとする。

ハ 上記イの確認を行い、支給対象事業主若しくは申請対象労働者となることが見込まれないとき、又は継続雇用労働者名簿に記載されている労働者が継続雇用労働者に該当しないときは、速やかに当該届出に係る事業主に対し、届出を受理できない旨を通知するものとする。

0500b 計画書の確認（新分野進出）

イ 管轄労働局長は、0501b から 0504b までに掲げる事項について確認を行い、当該事項について適正と判断された場合に新分野計画書の処理欄に計画受理年月日及び計画受理番号を記入し、新分野計画受理通知書により計画を受理した旨を事業主に通知するものとする。

ロ 当該事項について適正と判断されなかった場合には、計画を受理できない旨をその理由とともに事業主に連絡することとし、その際には新分野計画書の処理欄に計画受理年月日及び計画受理番号を記入しないものとする。

0501b 補助金等の受給の有無の確認

補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所については、当該補助金等に係る補助対象経費の内訳が明確となる交付申請書に係る内訳書（交付決定を受けている場合は、交付決定通知書を含む。）の写しを提出させ、当該補助金等の補助対象となっている施設又は設備については助成金の算定対象から除くものとし、その内容を事業主に対して説明を行うこと。

0502b 設置・整備の内容の確認

原則として、雇用の拡大のための施設又は設備以外のもの（従業員のための福利厚生施設等）は該当しないものとする。

ただし、福利厚生施設が雇用の拡大のための施設又は設備と一体となって設置・整備された場合は、福利厚生施設の占める費用の割合が一体となって設置・整備された費用の1/3以下のものであれば、福利厚生施設を含めて認めてよいこととする。1/3を超えるものについては、雇用の拡大のための部分のみを認めるものとする。

福利厚生施設以外（事業主の自宅等）の施設又は設備については、雇用の拡大のためのものと一体となって設置・整備された場合であっても認めないこととする。

費用の算定に当たって、雇用の拡大のための部分の費用とその他の部分の費用が明確に分離できない場合は、それぞれの床面積に応じて按分して算定するものとする。

当該設置・整備に要する費用が20万円未満のものは新分野計画書を受理しないこと。また、当該設置・整備に係る事業の内容が、季節労働者の通年雇用化に資するものと認められないものは新分野計画書を受理しないこと。

0503b 助成金の受給状況の確認

事業主が当該設置・整備を行おうとする事業所について、既に助成金の支給を受けるための新分野計画書を提出しているか、また、助成金の支給を受けている最中である場合は、新たな新分

野計画書は受理しない。

0600 支給申請

0601 支給申請書の提出（事業所内就業及び事業所外就業）

0401a により通年雇用届等を提出した事業主が、事業所内就業及び事業所外就業により助成金の支給を受けようとするときは、当該年度の3月16日から翌年度の6月15日（申請対象労働者が休業の申請対象労働者となる場合においては、休業の申請期間と同様とする。）までに、次のイからチの書類（以下、「支給申請書等」という。）を管轄労働局長に提出するものとする。

なお、イ及びロの書類には申請対象労働者となるべき者全員について当該年度の支給申請時点における所要事項を記入することとし、へ及びトの書類については移動事業主である場合において提出するものとする。

イ 通年雇用助成金支給申請書（通様式第4号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける支給申請（事業所内就業・事業所外就業・休業・移動就労・職業訓練）とする。以下同じ。）（以下「支給申請書」という。）

ロ 通年雇用助成金対象労働者申告書（支給申請書添付）（通様式第5号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける通年雇用助成金_対象労働者一覧_支給申請（事業所内・外・休業・移動就労・職業）とする。以下同じ。）（以下「対象労働者申告書（支給申請書添付）」という。）

ハ 当該年度の3月15日現在の継続雇用労働者名等を記載した継続雇用労働者名簿

ニ 継続雇用労働者に係る労働者名簿

ホ 賃金台帳及び出勤簿等（賞与等の支払いがある場合は、支払日、支払金額を確認できる書類）

へ 移動就労経費の支払実績を明らかにする書類

ト 主たる機械及び材料のリース、購入又は運搬に係る契約書等の写し

チ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）（電子申請の場合を除く。）

0602 支給申請書の提出（業務転換）

0401b により業務転換届を提出した事業主が当該年度の助成金の支給を受けようとするときは、業務転換の開始日から起算して6か月を経過した日（以下「経過日」という。）が当該年度の3月15日以前である場合は3月16日から6月15日まで、経過日が3月16日以降である場合は経過日から起算して80日を経過する日までに、次のイからホの書類を管轄労働局長に提出するものとする。

なお、3月15日以前に経過日が到来している業務転換に係る助成の申請がある場合で、同一支給対象事業主において、事業所内就業又は事業所外就業に係る助成の申請もある場合については、当該申請と併せて申請を行うこと。

イ 通年雇用助成金支給申請書（業務転換）（業様式第3号）（電子申請の場合であって、経過日が3月15日以前である場合雇用関係助成金ポータルにおける支給申請（業務転換, 移動就労, 職業訓練）業務転換日（9/17～3/15）とし、経過日が3月15日以前である場合雇用関係助成金ポータルにおける支給申請（業務転換, 移動就労, 職業訓練）業務転換日（3/16～9/16）とする。）

ロ 対象労働者申告書（業務転換）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける支給申請（（業務転換・移動就労・職業訓練）業務転換日）とする。

- ハ 賃金台帳及び出勤簿等（賞与等の支払いがある場合は、支払日、支払金額を確認できる書類）
- ニ 事業所内就業及び事業所外就業による助成に係る支給申請書の写し（0601 による支給申請書の提出後に申請を行う場合）
- ホ 支給要件確認申立書（共通要領様式第 1 号）（電子申請の場合を除く。）

0603 支給申請書の提出（休業）

0401c により通年雇用届等を提出した事業主が、休業による助成金の支給を受けようとするときは、対象となる休業期間の休業手当の額が確定した日から 6 月 15 日までに、事業所内就業又は事業所外就業に係る助成の申請の際に、対象労働者申告書（支給申請書添付）に当該年度の支給申請時点における所要事項を記入し、0601 イ及び 0601 ハからチの書類を添付して管轄労働局長に提出するものとする（但し、0601 ヘ及びトの書類については移動事業主である場合において提出するものであること。）。

0604 支給申請書の提出（新分野進出）

イ 完了届等の提出

0401d により新分野計画書を提出した事業主が新分野進出による助成金の支給を受けようとするときは、新分野事業所に係る雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者転勤届の手続き及び設置・整備にかかった費用の支払いを完了した上、最初の申請対象労働者を雇い入れた日から起算して 18 か月を経過する日までの間に通年雇用助成金新分野進出事業所設置・整備完了届兼支給申請書（新様式第 2 号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける完了届兼支給申請（新分野進出）とする。）（以下「完了届」という。また、当該完了届の申請があった日を完了日とする。）に以下の書類を添付して管轄労働局長に提出するものとする。また、支給を受けようとする事業主は、完了届の提出と同時に次のロの申請資格の確認を受けるものとする。

なお、新分野進出の申請対象労働者が 0201g の基礎数等により支給対象労働者となるか否かを確認できるまで、申請資格の決定を保留することとし、当該確認後に申請資格の決定を行うこととする。

(イ) 通年雇用助成金新分野進出補充者雇入れ申告書（新様式第 4 号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける通年雇用助成金対象労働者一覧_完了届兼支給申請（新分野進出）。以下同じ。）（完了日までに補充者を雇い入れた場合に限る。）

(ロ) 通年雇用助成金新分野進出事業所設置・整備費用申告書（新様式第 3 号）

通年雇用助成金新分野進出事業所設置・整備費用申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

- a 見積書（写）、請求書（写）、総勘定元帳（当該部分の写）、預金通帳（該当部分の写）又は現金出納簿（該当部分の写）のうち対象経費のための支出であることが確認できる書類
- b 振込による支払いの場合
金融機関の振込明細書（写）。ただし、インターネットバンキングによる振込の場合、預金通帳の該当部分の写し。
- c 振込以外による支払いの場合

領収証（写）

d 不動産を新設、増設又は購入した場合

当該不動産に係る請負契約書（写）、図面及び引渡書（写）又は納品書（写）

e 動産を購入した場合

当該動産に係る売買契約書（契約書がない場合は、納品書等の取引が証明できるもの）（写）、引渡書（写）又は納品書（写）

f 不動産を賃借した場合

当該不動産に係る賃貸契約書（写）

g 動産を賃借（リースを含む。）した場合

当該動産に係る賃貸（リースを含む。）契約書（写）

h 購入又は賃借に係る取付費用又は運搬費用が別途支払われた場合

当該取付又は運搬に係る納品書（写）

i その他管轄労働局長が必要と認める書類

(ハ) 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）（電子申請の場合を除く。）

ロ 申請対象労働者数の維持

計画日における申請対象労働者数を新分野事業所の完了日における申請対象労働者数が下回る場合には、助成金は支給しないものとする。ただし、完了日までの間に申請対象労働者が当該事業所で就業しなくなったとき（解雇等（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇（0202b ニの重責解雇に該当する離職を含む。）を除く。以下同じ。）によるものを除く。）において、(イ)に定める方法により、(ロ)に定める当該就業しなくなった者に相当する労働者を雇い入れていれば支給するものとする。

(イ) 補充者の雇入れ方法

a 申請対象労働者が就業しなくなった日から起算して4か月以内に補充者を雇い入れているものとする。

b 申請対象労働者が就業しなくなった日が完了日以前4か月以内であって完了日までに補充者を雇い入れていないときは、申請資格の決定を保留し、完了日の翌日から起算して1か月以内に補充者を雇い入れていれば、その後申請資格の決定を行うものとする。

c 申請対象労働者が就業しなくなる日が予定されている場合は、当該就業しなくなる日以前1か月以内であれば補充者の雇入れを行うことができるものとする。

(ロ) 補充者は、雇用保険の一般被保険者等に該当する者であること。

なお、申請対象労働者数が維持されている場合においても、申請対象労働者のうち1人でも0201gの基礎数等により支給対象労働者とならなかった場合は、第1回の助成金は支給しないものとする。

ハ 第2回、第3回の支給申請書の提出

第1回の支給を受けた事業主（基礎数等により第1回の支給額が0円となった場合を含む。）は、第2回は完了日の1年後の日、第3回は完了日の2年後の日のそれぞれの日の翌日から起算して2か月以内に通年雇用助成金新分野進出支給申請書（新様式第5号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける支給申請（新分野進出2・3回目）とする。）に通年雇用助成金補充者雇入れ申告書（新様式第4号）（それぞれの支給時期までに補充者を雇い入れた

場合に限る。)を添付して管轄労働局長に提出するものとする。なお、支給を受けようとする事業主は、支給申請書の提出と同時に次の(イ)及び(ロ)の申請資格の確認を受けるものとし、確認を受けた結果、第2回の申請資格を欠いた場合は、第3回について、支給申請を行うことができないものとする。また、特段の理由なく申請期間内に支給申請を行わなかった場合についても、以後支給申請を行うことができないものとする。

(イ) 申請対象労働者数の維持

それぞれの支給時期(完了日から1年後の日又は2年後の日とする。)における新分野事業所の申請対象労働者数が完了日における当該事業所の申請対象労働者数を下回る場合には、助成金は支給しないものとする。ただし、当該支給時期までの間に申請対象労働者が当該事業所で就業しなくなったとき(解雇等によるものを除く。)において、上記ロの(イ)に定める方法により、上記ロの(ロ)に定める当該就業しなくなった者に相当する労働者を雇い入れていれば支給するものとする。

なお、この場合、上記ロの(イ)中、「申請資格」とあるのは、「支給」と、「完了日」とあるのは、「完了日から1年後の日又は2年後の日」と読み替えるものとする。

(ロ) 常用労働者の維持

それぞれの支給時期(完了日から1年後の日又は2年後の日とする。)における新分野事業所の常用労働者数(申請対象労働者を含む。)が、完了日における当該事業所の常用労働者数を下回る場合には、助成金は支給しないものとする。

0605 支給申請書の提出(職業訓練)

0401eにより訓練計画書及び0401aにより通年雇用届等を提出した事業主が、職業訓練による助成金の支給を受けようとするときは、当該年度の3月16日から翌年度の6月15日(申請対象労働者が休業の申請対象労働者となる場合においては、休業の申請期間と同様とする。)までに、事業所内就業又は事業所外就業に係る助成の申請に併せて、支給申請書等に当該年度の支給申請時点における所要事項を記入し、次のイ～ハの書類を添えて管轄労働局長に提出するものとする。

なお、申請対象労働者数が0201gの基礎数等により支給対象労働者とならなかった場合は、助成金は支給しないものとする。

- イ 通年雇用助成金職業訓練実施計画書(申請内訳書)(訓様式第1号)(電子申請の場合を除く。)
- ロ 職業訓練経費の支払実績等を明らかにする書類
- ハ 職業訓練受講日が確認できる書類

0606 支給申請書の提出(季節トライアル雇用)

0201fの事業主が助成金の支給を受けようとするときは、トライアル雇用終了日直後の賃金締切日の翌日から起算して6か月後の賃金締切日の翌日から2か月以内に、通年雇用助成金季節トライアル雇用支給申請書(季様式第1号)に以下のイからニの書類を添えて、管轄労働局長に提出するものとする。

- イ 雇用契約書又は雇入れ通知書
- ロ 賃金台帳及び出勤簿
- ハ トライアル雇用助成金支給決定通知書
- ニ 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)(電子申請の場合を除く。)

0700 支給要件の確認

0701 支給要件の確認

管轄労働局長は、0600 により支給申請書等の提出を受けたときは、特に次の点に留意して、これを確認するものとする。

イ 0501a により確認を行った事項については、原則として、再度確認を行う必要はないこと。

ただし、通年雇用届等の確認後、確認した事項に変更があった場合は、この限りではないこと。

ロ 賃金台帳及び対象労働者申告書（支給申請書添付）等により、対象期間（季節トライアル雇用の場合は、トライアル雇用終了後に常用雇用に移行した日から起算して6か月の期間）に支払われた申請対象労働者の労働に対する賃金（休業の場合には休業手当）（以下「賃金等」という。）について確認をすること。

なお、支払期日までに支払われていない賃金等がある場合には、支給要件判定を保留した上で、当該賃金等の支払いを行うよう事業主を指導し、賃金等の最終の支払期日から1か月以内に支払われない場合には、不支給とする。

ハ 当該年度の3月15日現在の継続雇用労働者については、労働者名簿等により確認すること。

ニ 支給確定労働者の数は、通年雇用助成金支給台帳（通様式第8号。以下「支給台帳」という。）により確認するほか、必要に応じて労働者名簿との照合を行うこと。

また、業務転換による助成の申請を行う事業所において、同一年度における事業所内就業及び事業所外就業による助成を併せて受けようとする場合は、0602のロによる確認も行うこと。

ホ 移動事業主にあつては、イからニのほか、主たる機械及び材料のリース、購入又は運搬に係る契約書等の写しにより、適正な請負として事業活動が行われたか否かを審査するとともに、対象労働者申告書（支給申請書添付）及び移動就労経費の支払実績を明らかにする書類により、移動事業主が負担した移動就労経費を確認すること。

ヘ 新分野進出の場合においては、新分野事業所が新分野に進出しているものか雇用保険適用事業所台帳により確認し、また、常用労働者及び支給対象労働者の維持については、雇用保険事業所別被保険者台帳により被補充者を雇用しなくなった日と補充者の雇入れ日を確認し、要件を満たさない者がいる場合には不支給とすること。

ト その他必要と認められる場合には、総勘定元帳等の書類等を提出又は提示させること及び登記情報連携システム（法務省が運営する、登記事項証明書を閲覧及び出力することができるサービスをいう。）により確認するとともに、必要により実地調査を行うこと。

0800 支給決定

0801 支給決定通知

イ 管轄労働局長は、支給申請を行った事業主（以下「申請事業主」という。）に対して、支給することが適切であるか否かを判断すること。

ロ 管轄労働局長は、助成金の支給を決定したときは、ハローワークシステム（助成金事務処理）で支給決定処理を行った後、申請事業主に対して、当該処理後に出力される通年雇用助成金支給決定通知書により通知すること（不支給の決定をする場合は、「支給」とあるのは、「不支給」と読み替えるものとする。）。

0802 支給台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、支給決定後、支給台帳に所要の記載を行い、処理済の支給申請書（副）、その他の関係書類を一括して支給決定順にとじ保管するものとする。

0900 返還

0901 返還

イ 助成金の支給を受けた事業主が、「第1 共通要領」の0801のイに掲げる場合のほか、次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当する場合には、毎年雇用助成金支給決定取消及び返還通知書（通様式第6号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定取消及び返還通知書とする。）により、当該事業主に対して、それぞれ(イ)から(ロ)のいずれかに定める額に係る支給決定を取り消す旨の通知を行うものとする。

また、「第1 共通要領」の0703のイに定める不支給措置期間の通知は、毎年雇用助成金不支給措置期間通知書（通様式第7号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される不支給措置期間通知書とする。）により通知するものとする。

(イ) 助成金（0200fの季節トライアル雇用は除く。）の支給に係る申請対象労働者を継続雇用予定期限前に雇用しなくなった場合（ただし、天災、当該労働者の死亡、当該労働者の都合による退職その他やむを得ない理由により当該労働者を雇用しなくなった場合を除く。）

当該雇用しなくなった労働者が、助成金の申請を行う際に雇用されていなかったものとして支給対象労働者を改めて選択した場合に、支給対象労働者から除かれることとなる者の賃金に係る助成金の額（ただし、当該雇用しなくなった労働者が業務転換により助成金の支給を受けたものであった場合は、当該労働者に係る助成金の支給額の全部）

(ロ) 新分野進出の場合の助成について、3人の申請対象労働者のうち1人でも継続雇用予定期限前に解雇等した場合

支給した助成金の支給額の全部

1000 雑則

1001 助成金の支給に係る申請対象労働者の継続雇用予定期限までの雇用状況の確認について

管轄労働局長は助成金の支給に係る申請対象労働者の継続雇用予定期限の経過後、支給事業所ごとの申請対象労働者の雇用状況について確認を行い、継続雇用予定期限の経過前に被保険者でなくなっていた者が確認された場合は0901に従って、所要の措置をとるものとする。

1100 附則

1101 施行期日

イ 平成26年3月31日付け職発0331第13号、能発0331第5号、雇児発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年4月1日から施行する。

ロ 平成27年3月31日付け職発0331第2号、能発0331第12号、雇児発0331第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月1日から施行する。

ハ 平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する。

ニ 平成28年12月27日付け職発1227第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年1月1日から施行する。

ホ 平成29年3月31日付け職発0331第7号、能発0331第2号、雇児発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年4月1日から施行する。

- ヘ 平成 31 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 2 号・雇均発 0329 第 6 号・開発 0329 第 58 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- ト 令和 2 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 10 号・雇均発 0331 第 6 号・開発 0331 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- チ 令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 1 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。
- リ 令和 3 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 25 号・雇均発 0331 第 5 号・開発 0331 第 6 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- ヌ 令和 4 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 55 号、雇均発 0331 第 12 号、開発 0331 第 44 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- ル 令和 4 年 7 月 21 日付け職発 0721 第 15 号、雇均発 0721 第 3 号、開発 0721 第 5 号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について」による改正は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
- ヲ 令和 5 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 14 号、雇均発 0331 第 2 号、開発 0331 第 2 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- ワ 令和 5 年 6 月 23 日付け職発 0623 第 1 号、雇均発 0623 第 1 号、開発 0623 第 1 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。
- カ 令和 6 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 8 号、雇均発 0329 第 7 号、開発 0329 第 4 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- ヨ 令和 7 年 4 月 1 日付け職発 0401 第 6 号、雇均発 0401 第 34 号、開発 0401 第 7 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

1102 経過措置

- イ 雇用関係助成金支給要領の施行の日より前に提出された通年雇用届、通年雇用助成金新分野進出事業所設置・整備及び雇入れ計画書又は通年雇用助成金職業訓練実施計画書に係る通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。
- ロ 平成 26 年 4 月 1 日より前に提出された通年雇用届、通年雇用助成金新分野進出事業所設置・整備及び雇入れ計画書に係る通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。
- ハ 平成 26 年 4 月 1 日より前にトライアル雇用を開始した労働者に係る通年雇用助成金については、なお従前の例による。
- ニ 平成 27 年 4 月 1 日より前に提出された支給申請書に係る通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。
- ホ 平成 28 年 4 月 1 日より前に提出された支給申請書に係る通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。
- ヘ 平成 29 年 1 月 1 日より前に通年雇用助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する当該通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。
- ト 平成 29 年 4 月 1 日より前に提出された支給申請書に係る通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。
- チ 平成 31 年 4 月 1 日より前に提出された通年雇用届に係る通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。

- リ 令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 1 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第 2 各助成金別要領 9 通年雇用助成金」の様式については、当分の間、当該改正前の様式でも受理するものとする。
- ヌ 令和 3 年 4 月 1 日より前に提出された通年雇用届に係る通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。
- ル 令和 4 年 4 月 1 日より前に提出された通年雇用届に係る通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。
- ヲ 令和 5 年 4 月 1 日より前に提出された通年雇用届に係る通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。
- ワ 令和 5 年 6 月 26 日より前に提出された通年雇用届に係る通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。
- カ 令和 7 年 4 月 1 日より前に提出された通年雇用届に係る通年雇用助成金の支給については、なお従前の例による。

別表第1 指 定 地 域

県 名	地 域	県 名	地 域
北海道	全市町村	新潟県	北蒲原郡 全町村
青森県	全市町村		中蒲原郡 小須戸町
岩手県	全市町村		村松町
宮城県	加美郡 小野田町		南蒲原郡 下田村
	宮崎町		東蒲原郡 全町村
	玉造郡 鳴子町		三島郡 越路町
	栗原郡 栗原町のうち旧文字村 及び旧栗駒村の区域		古志郡 山古志村
秋田県	花山村		北魚沼郡 全町村
	全市町村		南魚沼郡 全町村
山形県	米沢市		中魚沼郡 全町村
	鶴岡市		刈羽郡 高柳町
	酒田市		黒姫村
	新庄市		小国町
	寒河江市		東頸城郡 全町村
	上山市		中頸城郡 柿崎町
	村山市		吉川町
	長井市		妙高高原町
	天童市のうち旧北村山郡田麦野村の 区域		中郷村
	東根市		妙高村
	尾花沢市		板倉町
	南陽市		清里村
	東村山郡 全町村		三和村
	西村山郡 全町村		西頸城郡 全町村
	北村山郡 大石田町		岩船郡 全町村
	最上郡 全町村		佐渡郡 全町村
	東置賜郡 全町村	富山県	上新川郡 大山町
	西置賜郡 全町村		中新川郡 上市町
	東田川郡 全町村		立山町
	西田川郡 温海町		下新川郡 宇奈月町
	飽海郡 全町村		入善町のうち旧舟見 町の区域
福島県	会津若松市のうち旧北会津郡湊村の 区域		朝日町
	郡山市のうち 40. 5. 1 以前の安積郡 湖南村の区域		婦負郡 八尾町
			山田村
			細入村
			東礪波郡 城端町
			平 村

福島県	喜多方市		富山県	東礪波郡	上平村
	岩瀬郡	天栄村のうち旧湯本村の区域			利賀村
	南会津郡	全町村		西礪波郡	庄川町
新潟県	耶麻郡	全町村	石川県	小松市のうち旧能美郡新丸村の区域	
	河沼郡	会津坂下町		江沼郡	山中町
	大沼郡	柳津町		石川郡	河内村
		会津高田町			吉野谷村
		新鶴村			鳥越村
		三島町			尾口村
		金山町			白峰村
		昭和村	福井県	大野市	
	長岡市			勝山市	
	柏崎市			大野郡	全町村
	新発田市			今立郡	池田町
	新津市			南条郡	今庄町
	小千谷市		長野県	中野市	
	加茂市			大町市	
	十日町市			飯山市	
	村上市			南佐久郡	川上村
	栃尾市				南牧村
	糸魚川市				南相木村
	新井市				北相木村
	五泉市			北佐久郡	軽井沢町
	両津市				御代田町のうち旧軽井沢町の区域
	白根市				
	豊栄市			木曽郡	開田村
	上越市				三岳村
長野県	木曽郡	王滝村	長野県		信濃町
	東筑摩郡	生坂村のうち旧北安曇郡広津村の区域			牟礼村
	南安曇郡	奈川村			三水村
		安曇村			戸隠村
	北安曇郡	池田町のうち旧広津村の区域			鬼無里村
		八坂村			小川村
		美麻村			中条村
		白馬村		下水内郡	全町村
			岐阜県	高山市	
				郡上郡	白鳥町のうち旧福井

長野県	北安曇郡	岐阜県	郡上郡	県大野郡石徹白村の区域
	小谷村			
	更級郡			高鷲村
	上高井郡		益田郡	萩原町のうち旧大野郡山之口村の区域
	下高井郡		大野郡	全町村
	上水内郡		吉城郡	全町村
	信州新町のうち旧北安曇郡八坂村の区域			

- 備考
- 1 この表における「旧」をつけた市町村等の名称及びその地域は、昭和 27 年 4 月 1 日におけるものを示す。
 - 2 この表における「旧」をつけない市町村等の名称及びその地域は、昭和 57 年 4 月 1 日におけるものを示す。

別表第 2 指 定 業 種

1	林 業
2	採石業及び砂、砂利又は玉石の採取業
3	建 設 業
4	水産食料品製造業
5	野菜缶詰、果実缶詰又は農産保存食料品の製造業
6	一般製材業
7	セメント製品製造業
8	建設用粘土製品（陶磁器製のものを除く。）の製造業
9	特定貨物事業者運送業
10	建設現場において裾付作業を行う「造作材製造業（建具を除く）」、「建具製造業」、「鉄骨製造業」、「建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）」、「金属製サッシ・ドア製造業」、「鉄骨系プレハブ住宅製造業」、「建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）」、「畳製造業」
11	農業（畜産農業および畜産サービス業を除く）